

忠岡町耐震改修促進計画の概要

1. 計画の概要

計画の目的

住宅・建築物の耐震性向上

地震による倒壊被害の軽減

・人的被害・経済被害の軽減

- ・緊急交通路・避難路の確保
- ・仮設住宅必要量の削減
- ・がれき発生量の減少

計画の期間

計画期間:平成 38 年度まで
(耐震化目標年次:平成 37 年度)

国・大阪府の取り組み

国:「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を
図るための基本的な方針」
東海・東南海・南海地震の被害を半減
耐震化率の目標 平成 25 年 82%→平成 32 年に 95%

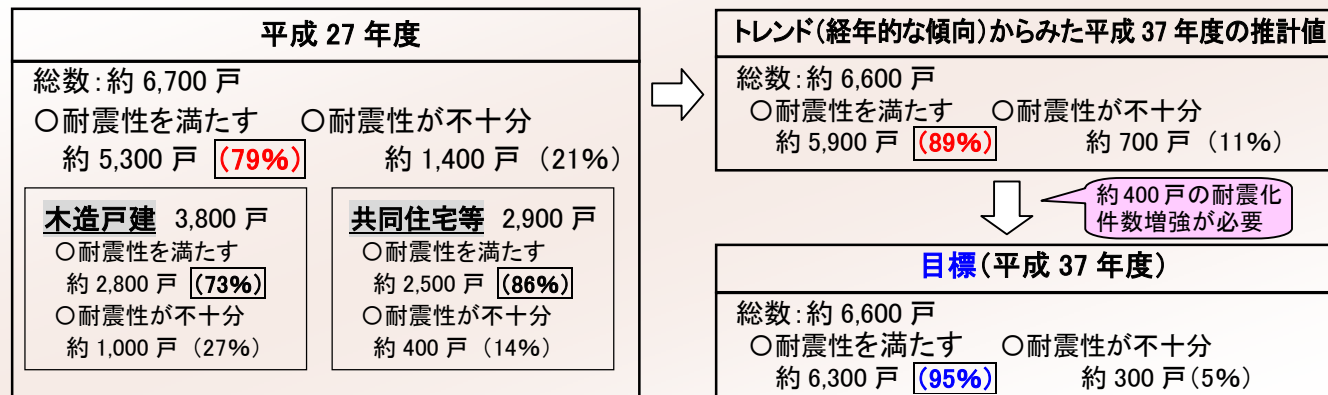
府:「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪」
住宅の耐震化率:平成 37 年までに 95%
多数の者が利用する建築物の耐震化率:平成 32 年までに 95%

計画の基本方針

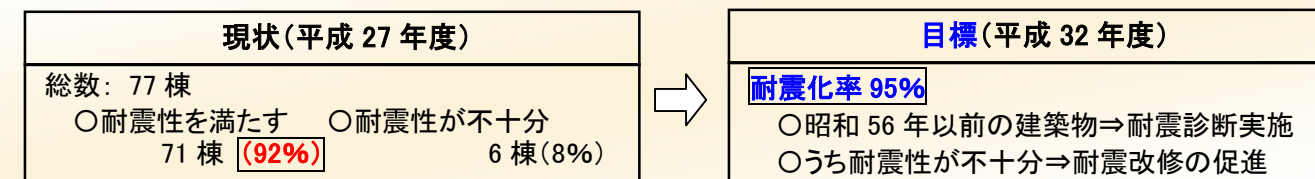
- ◆住民・建物所有者が、**自らの問題として自主的に耐震化へ取り組む**ことが基本
- ◆町は、それらの取り組みをできる限り**支援する**観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開

2. 耐震化の目標

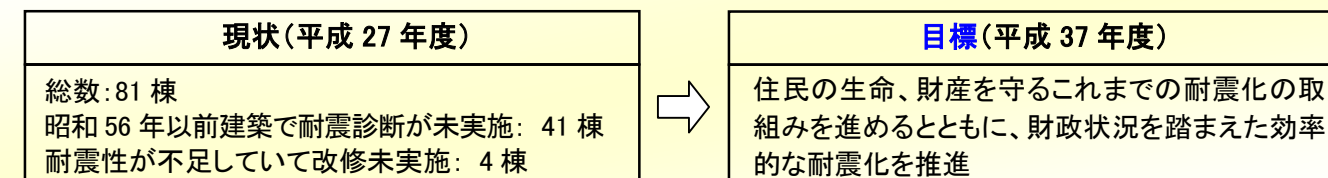
住宅



耐震診断及び改修の努力義務がある建物



町有建築物



3. 耐震化を推進するための施策

施策の取り組み方針

- 住民の「**生命・財産を守る**」ために、優先度を明確にして施策に取り組み、耐震化の目標値を達成。
- 建物全体の耐震化が困難な場合においては、最低限の「**生命を守る**」ための改修等を促進。
- 昭和 56 年以前建築の木造住宅**について、総合的な施策を展開。
- 着実な耐震化の促進のため、広報や戸別訪問を行い、住民・建物所有者への直接的な普及啓発活動を実施。
- 耐震診断や耐震改修工事推進のため、申請者の要望や診断士との協議が円滑に行えるよう、窓口の相談体制を整備。

耐震化を促進する支援策

- ・昭和 56 年以前建築の住宅・建築物の**耐震診断**に対して補助を実施。
- ・木造住宅について、**耐震設計・改修**に対して補助を実施。

耐震改修しやすい環境整備

- ・**相談しやすい窓口**の整備。
- ・**安心して耐震改修できる仕組み**づくり(事業者の登録、自主的な取り組みの推奨制度)。
- ・信頼でき経済的な**耐震改修工法・手法**の普及。

地域特性に着目した施策の展開

- ・市街地分類に基づき、地域特性に応じた耐震化を促進。

密集市街地における不燃化への取り組み

- ・耐火・準耐火建築物への誘導や、準防火地域の指定による規制誘導に努める。

町有建築物の耐震化への取り組み

- ・現行耐震規定に適合しない既存の町有建築物について、施設の将来の利用計画から建替・解体予定とすべき建築物を除き、耐震診断の対象とする。
- ・耐震診断の実施については、災害時に果たすべき役割などを考慮して、計画的に推進する。
- ・耐震診断を実施した建築物のうち改修が必要と判定された建築物について、診断結果・改修費用に対する効果等の諸条件を勘案して、耐震改修の実施に努める。
- ・耐震診断・改修を進める際には、関係課の連携のもとに庁内調整を図り、総合的・計画的に推進する。
- ・災害時に重要な機能を果たす建築物等の耐震化を進めるとともに、住民生活を支えるための業務継続や耐震化にかかわる法改正への対応などを積極的に検討する。
- ・町有財産の有効活用の観点から、長期的な活用を図る建築物のうち、耐震改修を実施しても老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替等により耐震化を推進する。

4. 啓発及び知識の普及

- ・地震ハザードマップの活用
- ・相談体制の整備、情報提供の充実、パンフレット等の活用、講習会の開催など
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・防災教育の推進
- ・地元組織との連携

5. その他必要な事項

- ・所管行政庁との連携(耐震改修促進法による指導など)
- ・関係団体との連携(大阪建築物震災対策推進協議会の活用)
- ・2次構造部材の安全性の向上(ブロック塀・擁壁、ガラス、外壁材、屋外広告物、天井、エレベータ等の対策)